

様式第 5 号

大津町競争入札参加資格有資格者の指名停止措置について

1 指名停止を受けた業者

- (1) 住 所 兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号
- (2) 商 号 新明和工業株式会社
- (3) 代表者名 代表取締役 五十川 龍之

2 指名停止措置の期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 2 月 1 0 日まで（3 か月）

3 事実の概要

上記会社は、特定特装車製品の販売等に関して他社と情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げること合意するなど、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行ったとして、令和 7 年 9 月 2 4 日、公正取引委員会から違反業者として公表された（課徴金減免制度の適用あり）。

4 指名停止措置の理由

大津町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱に定める別表第 2 第 5 号該当により、新明和工業株式会社を 3 か月の指名停止とする。

《指名停止等の措置要領第 2 条第 1 項に定める別表第 2 第 5 号》

措置要件	期間
5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、町工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。 (1) 県内における業務に関する違反行為 (2) (1)以外の業務に関する違反行為	当該認定をした日から 12 か月以上 24 か月以内 6 か月以上 12 か月以内

大津町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱第 4 条第 3 項により 2 分の 1 の期間とする。

〈問合せ先〉
大津町役場総務部財政課契約管理係
電話 0 9 6 - 2 9 3 - 3 5 5 5（直通）